

「小笠原諸島」（日本）に対する IUCN 評価－追加情報

日本政府

2010 年 11 月

環境省、林野庁、文化庁、東京都及び小笠原村は、IUCN からの追加情報の要請を受け、地域の利害関係者と調整を行い、地域連絡会議における合意及び科学委員会の構成委員からの助言を受けて、以下の追加情報をとりまとめました。

また、この機会を利用して、評価ミッション後に進展のあった保護管理についても報告します。

## 要請 1. 推薦地の範囲の海域部分

### 追加情報

小笠原国立公園の海域公園地区は、特有の地形地質の観点で指定された南島周辺海域を除いてサンゴの分布範囲を中心に指定されています。推薦書において提案する顕著な普遍的価値の構成要素 (attributes) ではありませんが、シュノーケリングやダイビングの利用にあたって、隣接する推薦地の海岸部と一体的に利用されている場合があります。

そのため、日本政府は、IUCN からの指摘を反映することは、利用者への普及啓発などの管理の有効性の観点から有意義であり、さらには推薦地における海域と陸域の連続性を確保し、島しょ生態系の完全性の説明を強化することにつながると考えます。

そのような考えに立って、小笠原国立公園の海域公園地区のうち、陸域の推薦地に隣接する全ての海域公園地区を推薦地に含めるように変更したいと思えます。

地域連絡会議において関係機関及び利害関係者の合意がなされた変更後の推薦地の図面 Fig. 1-1~5 を添付します。変更後の推薦地の面積は table 1 のとおりです。

## 要請 2. バッファゾーン

### 追加情報

推薦地を取り囲んでいる小笠原国立公園は、海域は推薦書 162 ページの右欄に掲げる開発の制限が、陸域は同左欄に掲げる開発の制限が課せられており、作業指針に定めるところのバッファゾーンの機能を実質的に果たしています。

さらに、推薦地の外側であって小笠原国立公園の外周線で囲まれるほぼ全ての地域、すなわち、推薦書 14 及び 21 ページで説明した「管理計画の主な対象範囲」のうち推薦地の外側部分も、以下のように、作業指針に定めるところのバッファゾーンの機能を実質的に果たしています。

- ・父島や母島の推薦地の周辺部で小笠原国立公園に含まれていない地域についても、国有林は森林生態系保護地域に設定され、推薦書 163 ページで説明する行為の制限が課せられています。また、ほぼ全域が小笠原群島鳥獣保護区に指定され、推薦書 164 ページの表に掲げる行為の制限が課されています。
- ・上記の行為の制限のほか、推薦書の付属資料 5 の小笠原諸島振興開発計画のとおり、集落地域、農業地域、自然保護地域等に地域区分されており、各地域の用途に応じて乱開発を防いでいます。また、小笠原国立公園に含まれていない地域においても都条例に基づき一定規模の自然地を含む土地の開発を行う場合には都知事の許可が必要となるなど、annex 1 のとおり開発に対する制限が課せられています。

### 要請3. 侵略的外来種の分布

#### 追加情報

現在までに、以下の表に示したとおり、父島列島及び母島について、航空写真の分析、踏査等によって侵略的外来種の分布図の作成が完了しています。これらの結果について、ここに図面を添付いたします。

分布図の作成範囲	侵略的外来植物	図面の提出
父島、東島、西島、南島	全種	今回、提出 Fig. 2-1
	モクマオウ	Fig. 2-2
	アカギ	Fig. 2-3
	ランタナ	Fig. 2-4
	リュウキュウマツ	Fig. 2-5
	ギンネム	Fig. 2-6
兄島、弟島、孫島	全種	今回、提出 Fig. 3-1
	モクマオウ	Fig. 3-2
	ランタナ	Fig. 3-3
	リュウキュウマツ	Fig. 3-4
母島	全種	今回、提出 Fig. 4-1
	モクマオウ	Fig. 4-2
	アカギ	Fig. 4-3
	リュウキュウマツ	Fig. 4-4
	ギンネム	Fig. 4-5

これらの外来植物の駆除については、これまで管理機関が連携し、その対策を進めてきました。

アカギについては、既に弟島、平島からは成木の排除に成功しています。現在、林野庁と環境省が分担し、母島の北部や石門地域から優先的に薬剤の樹幹注入による駆除を進めているところです。アカギの駆除事業の進捗状況については fig 5 をご参照下さい。モクマオウ、リュウキュウマツ等については、父島東部、兄島や弟島等において、エリア排除作業を進めています。これらの取組によって、例えば、母島では、アカギを駆除することにより沢に対する被陰効果が除去され、ハナダカトンボの繁殖地が回復するなどの目に見える成果も確認されています。

外来植物の一部は、既に在来植物に置き換わって生態系サービスの一部を担っているという側面もあり、早急な対策の実施は生態系に悪影響を与える可能性も指摘されています。

推薦地の外来植物対策を進めるにあたっては、科学委員会からの科学的な助言を踏まえて、管理計画と種間相互作用を踏まえて検討された島毎の生態系保全のアクションプランに沿って、慎重かつ戦略的に進めていく方針です。

#### **追加情報 4（評価ミッション後の進捗）**

推薦地で唯一の陸生の在来ほ乳類であり固有種であるオガサワラオオコウモリについて、2010年11月11日、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく保護増殖事業計画を策定しました（annex 2）。今後は、本計画に基づいて、本種の生息状況の調査、生息地の保全などの対策を、各機関が連携して進めていく予定です。